

岐阜県の再犯防止に係る 取組みについて

令和3年12月7日

岐阜県健康福祉部
地域福祉課

1－1．岐阜県再犯防止推進計画について

【基本方針】

犯罪をした者等が、県民の理解と協力を得て、社会の一員として復帰し、地域に定着できるよう支援することにより、**県民の犯罪被害を防止する。**

【計画期間】

令和元年度～令和5年度　5年計画

1－2．計画の施策体系について

- 1) 支援機関（国、市町村、民間団体）の連携強化
- 2) 支援制度の活用促進
- 3) 支援協力者の確保・支援
- 4) 県民への啓発活動

1－2．計画の施策体系について

1）支援機関（国、市町村、民間団体）の連携強化

- ①再犯防止推進協議会の設置による関係機関の連携強化
- ②地域生活定着支援センターの活動の強化
- ③市町村の地方再犯防止推進計画の策定支援

1－2．計画の施策体系について

2) 支援制度の活用促進

- ①必要な支援・相談が受けられる総合相談支援体制の構築支援
- ②住居の確保に向けた支援
- ③保健医療・福祉サービスの利用につなぐ支援
- ④就労に向けた相談・支援
- ⑤学校や地域社会において再び学ぶための支援

1－2．計画の施策体系について

3) 支援協力者の確保・支援

犯罪をした者等を支える民間協力者の確保、支援

1－2．計画の施策体系について

4) 県民への啓発活動

県民の理解を得るための啓発活動

2. 岐阜県の再犯防止に係る取組みについて

(1) 再犯防止推進協議会

(2) 再犯防止推進研修会

(3) 相談支援コーディネーター養成研修

(4) 再犯防止推進セミナー

2. (1) 再犯防止推進協議会

- 再犯防止の関係者で情報共有を行うとともに、計画の進捗状況を検証し、必要に応じて見直しを行う。

【実績】

令和3年2月22日（月）オンライン開催

【協議会委員】

学識経験者、更正保護関係者、雇用関係機関、

その他関係機関

（市長会、町村会、民間団体、地方検察庁、県警関係課など）

2. 岐阜県の再犯防止に係る取組みについて

(1) 再犯防止推進協議会

(2) 再犯防止推進研修会

(3) 相談支援コーディネーター養成研修

(4) 再犯防止推進セミナー

2. (2) 再犯防止推進研修会

- 市町村における再犯防止計画の策定や関連施策の実施が求められていることから、市町村行政職員、再犯防止支援機関職員、相談支援機関職員等を対象に、地方再犯防止推進計画の策定や施策の実施に向けた取組みを促進するための研修会を実施。

【実績】

令和3年3月2日（火）オンライン開催

【内容】

- ・再犯防止計画を策定した市町村の事例発表
- ・再犯防止のために必要な地域連携について、学識経験者から講演

2. 岐阜県の再犯防止に係る取組みについて

(1) 再犯防止推進協議会

(2) 再犯防止推進研修会

(3) 相談支援コーディネーター養成研修

(4) 再犯防止推進セミナー

2. (3) 相談支援コーディネーター養成研修

○市町村における包括的な支援体制の構築を支援するため、以下の人材（相談支援コーディネーター）を養成する研修を実施。

1. 高齢、障がい、子ども・子育て、生活困窮等、各福祉分野の相談支援機関の中核を担う人材
2. 相談支援機関での課題を施策に反映し、包括的な支援体制の構築を推進する人材

2. (3) 相談支援コーディネーター養成研修

【実績】

令和3年7月9日（金）から8月24日（火）計5日間

【内容】

- ・ 包括的な支援体制の構築について、厚生労働省職員からの説明
- ・ 包括的な支援体制を構築している、県外自治体からの事例発表
- ・ 複合的な課題への相談に対応するための、各分野における基礎知識についての講義
- ・ 他機関連携や政策立案の手法についての演習

2. 岐阜県の再犯防止に係る取組みについて

- (1) 再犯防止推進協議会
- (2) 再犯防止推進研修会
- (3) 相談支援コーディネーター養成研修
- (4) 再犯防止推進セミナー**

2. (4) 再犯防止推進セミナー

- 再犯防止に関心のある方、市町村行政職員及び再犯防止支援機関職員等を対象に、地域における再犯防止に関する理解を深めるセミナーを実施。

【実績】

令和3年7月26日（月）オンライン開催

【内容】

- ・再犯防止計画における地方公共団体の役割について、学識経験者から講演
- ・「薬物依存の問題を抱える罪を犯した者等への社会復帰支援の在り方について」をテーマに、学識経験者、民間団体、医療機関、刑務官によるパネルディスカッション

3. 市町村再犯防止推進計画策定状況（R3.10.1時点）

県内市町村策定済み数及び策定率

策定済み市町村・・・10市町／42市町村（23.80%）

（岐阜市、各務原市、瑞穂市、美濃市、美濃加茂市、富加町、七宗町、白川町、多治見市、土岐市）

計画の形態

単独の計画として作成・・・2市（多治見市、土岐市）

他の計画に追記して作成・・・8市町（岐阜市、各務原市、瑞穂市、美濃市、美濃加茂市、
富加町、七宗町、白川町）

※ 7市町が市町村地域福祉計画内に記載、
七宗町は七宗町人権施策推進指針に記載